

姫川源流県自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

昭和 56 年 2 月

長 野 県

姫川源流県自然環境保全地域指定書

1 指 定 理 由

この地域は、北安曇郡白馬村神城の白馬盆地に位置する親海湿原及び姫川源流域とその周辺一帯の地域である。

親海湿原は、標高750メートルの低海拔地にもかかわらず亜高山帯から高山帯にかけて生育する貴重な湿原植物が豊富であり、特にホロムイソウの自生は、県下で唯一のものといわれ学術的価値が高い。

一方姫川源流域は、清冽な水が多量に湧きでて河川が発祥する特異な自然現象があり、水中、水辺植生及び魚類が生育あるいは、生息するなど自然環境が極めてすぐれている。

また本地域の地形地質は、湖盆形成の構造の見られる地形であり、地質は飛騨山脈側の古期岩類とフォッサマグナ側の第三系との数少ない接合部といわれ、貴重な地域である。

このようなすぐれた自然環境を維持するため長野県自然保護条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する地域として県自然環境保全地域に指定する。

2 自然環境の概要

(1) 植 生

本地域は、小面積にもかかわらず457種類の維管束植物が確認され、植物相が豊富であり、かつ、貴重な植生が見られる。

ア 親海湿原及びその周辺の植生

湿原植生は、浮葉植物の群落としてはオヒルムシロ群落が生育する。人為の干渉が少なかった部分には高層湿原植生が残存し、シュレンケの植生としてミツガシワ群落、サギスゲーアオモリミズゴケ群落、オオイヌノハナヒゲーヤチスゲ群集等が見られ、ブルトの植生としてツルコケモモーオオミズゴケ群落等があり、これらの群落は原始的景観をとどめる他、学術的にも貴重な植物群落である。

低層湿原の植生としては、オオカサスゲ群集、カキツバターシタミズゴ

ケ群落、アゼスゲ群集、マコモミツガシワ群落等が分布するが、これらの湿原植生群落の中にはツルコケモモ、アオモリミズゴケ、オオイヌノハナヒゲ、モウセンゴケ、トキソウ、ミカズキグサ、ホロムイソウ、シロイヌノヒゲ、ヤチスゲ、ヤチアザミ、ヤナギトラノオ等の貴重な植物が見られる。

林縁群落及び湿生林の植生としては、レンゲツツジズミ群落、ハンノキーヨシ群落及びハンノキーヤチダモ群集が生育する。

また、湿原をとりまく斜面の森林地帯には、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹及びコナラ、ミズナラ、ケヤキ、ハルニレ、ハンノキ、オニグルミ、ウワミズザクラ、キハダ等の広葉樹が分布している。

これらの林縁部には、コマユミ、トリアシショウマ、オオバセンキュウ等が生育し、林下にはハイイヌツゲ、イヌエンジュ、エゾユズリハ、ハイイヌガヤ、カントウマユミ、タカノツメ、レンゲツツジ等のかん木類やヒカゲノカズラ、クサソテツ、シンガシラ、ミヤマイラクサ、ウスバサイシン、タチツボスミレ、アオイスマレ、オドリコソウ、タガネソウ、ナルコユリ、ミヤマナルコユリ等の草本類が生育する。

イ 姫川源流域及びその周辺の植生

湧水地及び流水部の水中には、ウキガヤバイカモ群落、ヒグロヒブヌムバイカモ群落及びオランダガラシ群落が生育し、湧水地の縁及び周辺にはオオバセンキュウ群落及びツリフネソウータンゴケ群落が生育する。

これらの群落にはバイカモ、エビモ、ヒメミクリ、ミズハコベ等の貴重種が含まれる。

湧水地に隣接する湿地にはハルニレ群落が点在し、高木の欠けた部分にはイヌゴマーヨシ群落及びオギ群落が分布する。特に湧水地縁部から湿地にかけてフクジュソウの大群生があり見事である。

湧水地、流水部及び湿地をとりまく森林地帯にはスギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹及びヤマハンノキ、ハンノキ、オニグルミ、ハルニレ、ケヤキ、キタコブシ、ホオノキ、シラカンバ等の広葉樹が生育する。

これらの林縁にはオオバセンキュウ、サラシナショウマ、ウツギ等が生

育し、林下には、ハイイヌガヤ、エゾアジサイ、ノリウツギ、ハイイヌツゲ、ズミ、カントウマユミ等のかん木類やアズマイチゲ、カタクリ、キバナノアマナ、ヒメニラ、ナルコユリ、タガネソウ、ショウジョウバガマ、オドリコソウ、ヘビネコザ、タチツボスミレ、スミレサイシン、ニリンソウ、ハナタデ、タニソバ、トラノオシダ、シシガシラ、クサソテツ等の草本類が生育する。

(2) 野生動物

鳥類は22科38種が確認され、比較的豊かな鳥類相であり、特にニューナイスズメの繁殖が貴重である。

姫川源流部に生育するイワナ、スナヤツメ等の貴重な魚類を始め、モリアオガエル、クロサンショウウオ等の貴重な両生類が生息する。

また、昆虫類としてはチョウ類41種、トンボ類28種、セミ類6種及び直翅目の昆虫類12種が記録されているが、特にヒメギフチョウ、ハッチョウトンボ、エゾハルゼミ等が貴重である。

なお、哺乳類はトオホクノウサギ、ニホンリス、ヤマネ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンアナグマ等が生息するが一般的であり特記すべきものはない。

(3) 地形・地質

本地域は仁科三湖盆地と白馬盆地を分ける佐野坂山の山脚部に位置している。

佐野坂山は、飛驒山脈側の古期岩類とフォツサマグナ側の第三系との数少ない接合部の一つである。姫川地域の数個の小丘は第三紀凝灰岩であり湖盆形成によりできた地形である。湿原は、中生代の堆積岩木崎層と第三紀に堆積した凝灰岩にとりかこまれた凹状地第四紀沖積層上に発達している。

3 区 域

(1) 区域の概要

佐野坂山の山脚部の凹地にある親海湿原及び姫川源流部とこれらを取りまく森林地帯である。

(2) 位置及び区域

長野県北安曇郡白馬村大字神城字親海、四辻、荒神、花見、とふかく、ど
うかく、川バタ、中小田原、下小田原及び向山のうち別図に示す区域

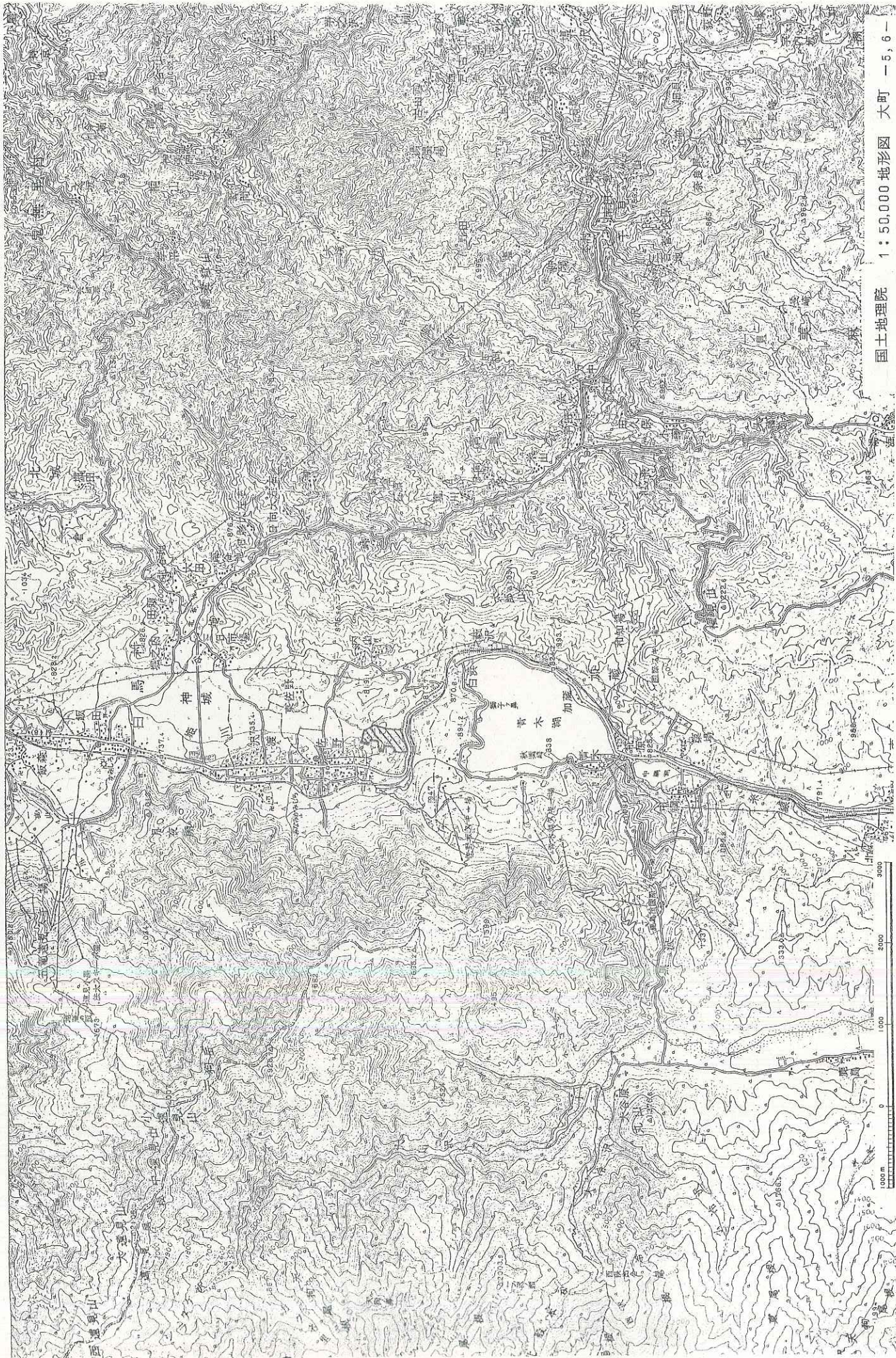
(3) 面積

15.48 ヘクタール

(4) 土地所有関係

全私有地

姫川源流県自然環境保全地域位置図 (5万分の1)



姫川源流県自然環境保全地域に関する保全計画書

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の保全すべき自然環境は、親海湿原及び姫川源流部の動植物を主体としたすぐれた自然環境である。

親海湿原は標高約750メートルと低海拔地にもかかわらず低温、多湿、強酸性、貧養という厳しい環境条件のため主に亜高山帯から高山帯に分布する高層湿原群落が生育し学術的価値が高く、また低層湿原群落構成種の中にも稀少種がある。これらの中でも特に、ホロムイソウの自生は貴重である。

一方、姫川源流部は多量の湧水によって河川が発祥する場所であり、河川の生まれる原点を見ることができ、バイカモ、エビモ、ヒメミクリ、ミズハコベ等の貴重な水中、水辺植生及び魚類が生育あるいは生息する。

また、この両地域には、数多く野生動物も生息し、貴重な鳥類、両生類及び昆虫類がみられる。

(2) 権利制限関係

保安林及び天然記念物等の指定はない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

親海湿原と姫川流域のすぐれた自然環境を有する地区及び生態系構成上重要な地区を特別地区に指定し長野県自然保護条例第10条第3項各号に掲げる行為について、規制を行う。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な巡視歩道及び標識の設置を計画する。

なお、管理上必要な植生復元施設、制札及び病害虫除去施設等必要に応じて設ける。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

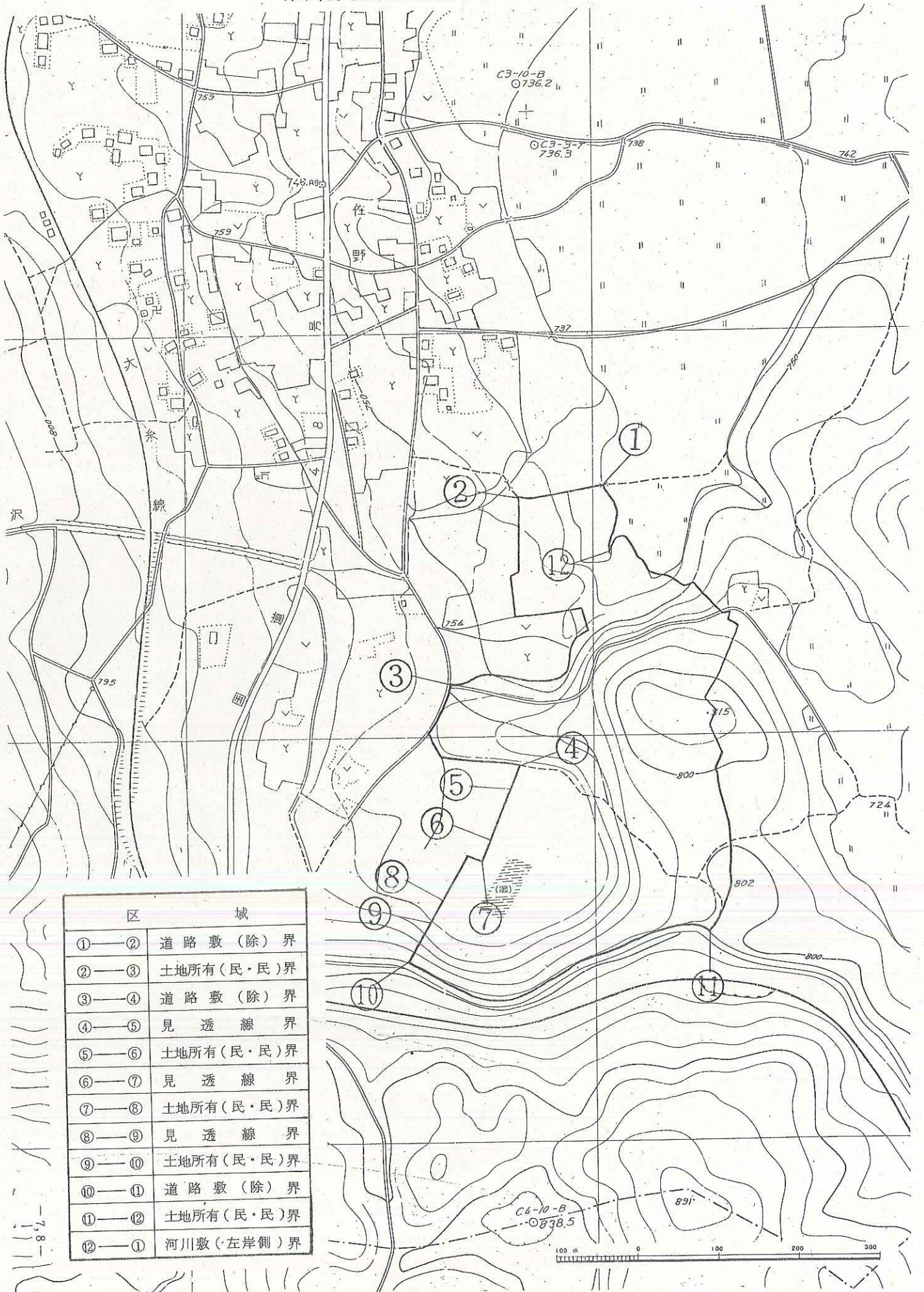
名 称	位置及び区域	面積(ha)	土地所有別面積(ha)	摘 要
およみしつげん 親海湿原	長野県北安曇郡白馬村 大字神城字親海 597 - 2の一部ほか 27 筆 別添図面に示す区域	2.58	全部民地 2.58	姫川源流県自然環境保全地域のうち親海湿原及び姫川の源流を中心とした地区
ひめかわげんりゅういさ 姫川源流域	長野県北安曇郡白馬村 大字神城字花見 918 - 1ほか 8 筆 別添図面に示す区域	0.20	全部民地 0.20	

総 括 表

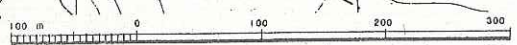
区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国 有地	公 有地	民 有地	国 有地	公 有地	民 有地	国 有地	公 有地	民 有地
土地所有別面積(ha)	0	0	2.78	0	0	12.70	0	0	15.48
地区別面積(ha)	2.78			12.70			15.48		
地区別比率(%)	18.0			82.0			100.0		

姫川源流県自然環境保全地域区域図

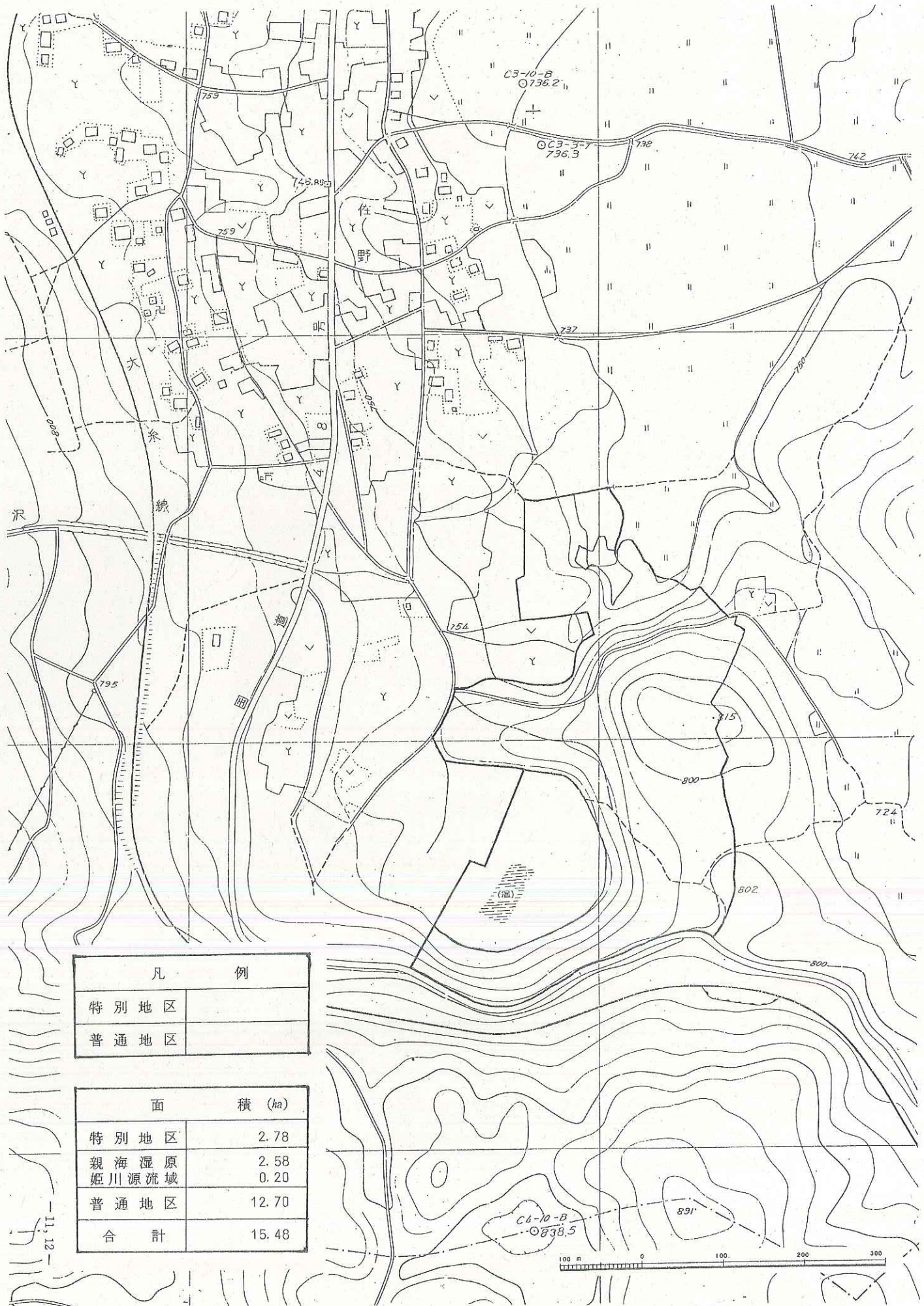
(5千分の1)



区 域	
①—②	道路敷(除)界
②—③	土地所有(民・民)界
③—④	道路敷(除)界
④—⑤	見透線界
⑤—⑥	土地所有(民・民)界
⑥—⑦	見透線界
⑦—⑧	土地所有(民・民)界
⑧—⑨	見透線界
⑨—⑩	土地所有(民・民)界
⑩—⑪	道路敷(除)界
⑪—⑫	土地所有(民・民)界
⑫—①	河川敷(左岸側)界

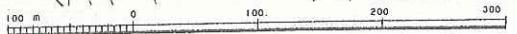


姫川源流県自然環境保全地域保全計画図（地区）（5千分の1）



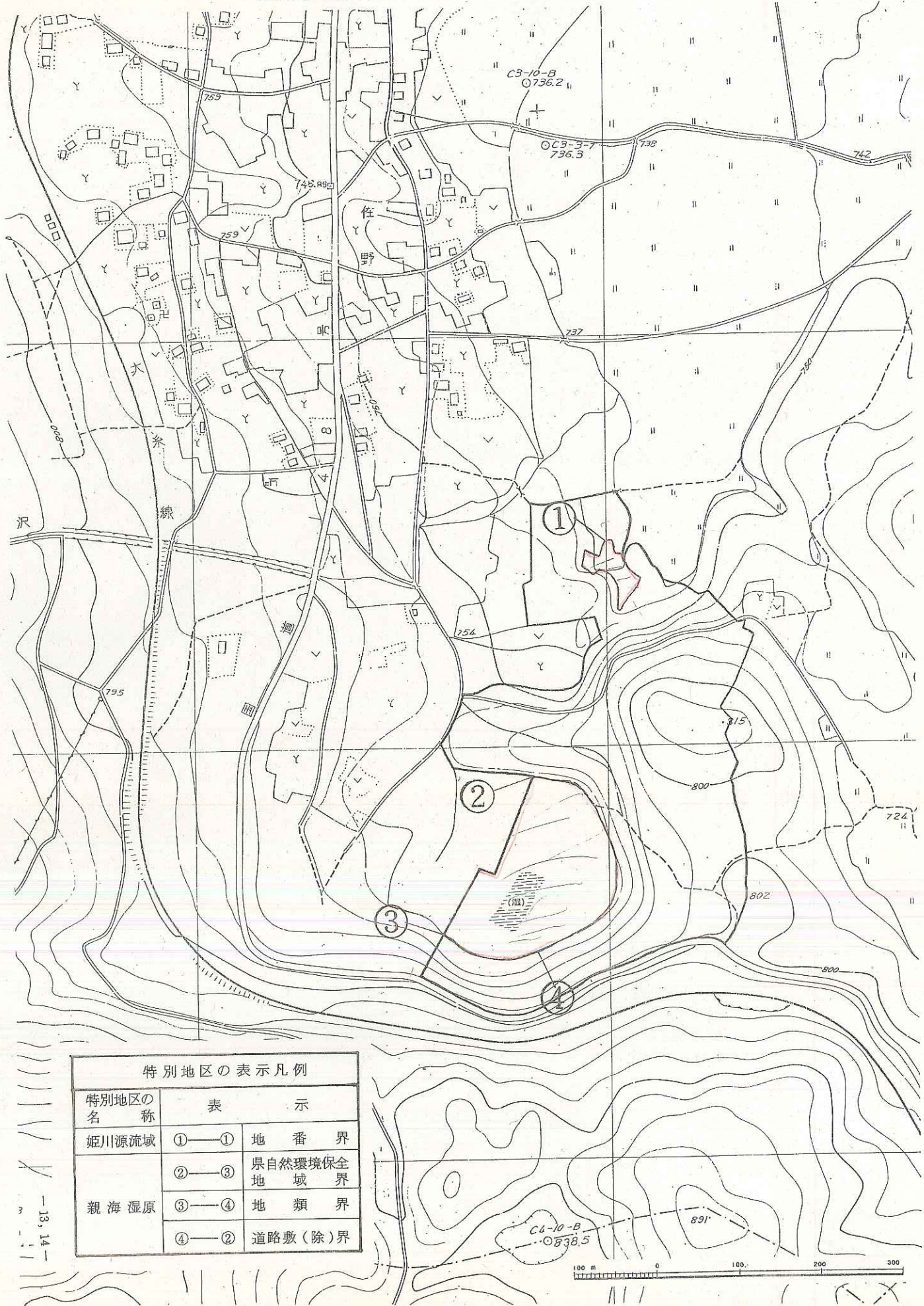
凡 例	
特別地区	
普通地区	

面 積 (ha)	
特別地区	2.78
親海湿原	2.58
姫川源流域	0.20
普通地区	12.70
合 計	15.48



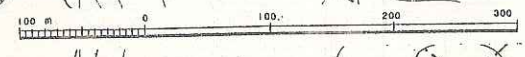
姫川源流県自然環境保全地域特別地区図

(5千分の1)



特別地区の表示凡例

特別地区の名称	表示	
姫川源流域	①—①	地番界
	②—③	県自然環境保全地域界
親海湿原	③—④	地類界
	④—②	道路敷(除)界



3 保全のための規制に関する事項

- (1) 条例第10条第3項第6号に規定する同条第3項ただし書の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採及びその限度

区 域	伐採の方法及びその限度	面積(ha)	土地所有別面積(ha)
長野県北安曇郡 白馬村大字神城 字親海 597 - 2 の一部ほか27筆	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える などの自然環境に著しい変化を招 く恐れのない場合には、単木択 伐（択伐率現在蓄積の10%以内と する）を行うことができる。	2.58	全部民地 2.58
長野県北安曇郡 白馬村大字神城 字花見 918 - 1 ほか8筆		0.20	全部民地 0.20

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法 限 度	禁 伐			30%以内等 択 伐 等			そ の 他 度 方 法 限 度			合 計		
	国 有地	公 有地	民 有地	国 有地	公 有地	民 有地	国 有地	公 有地	民 有地	国 有地	公 有地	民 有地
土地所有別 面積(ha)	0	0	2.78	0	0	0	0	0	0	0	0	2.78
方法・限度 別面積(ha)	2.78			0			0			2.78		
方法・限度 別比率(%)	100.0			0.0			0.0			100.0		

- (2) 条例第10条第3項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原

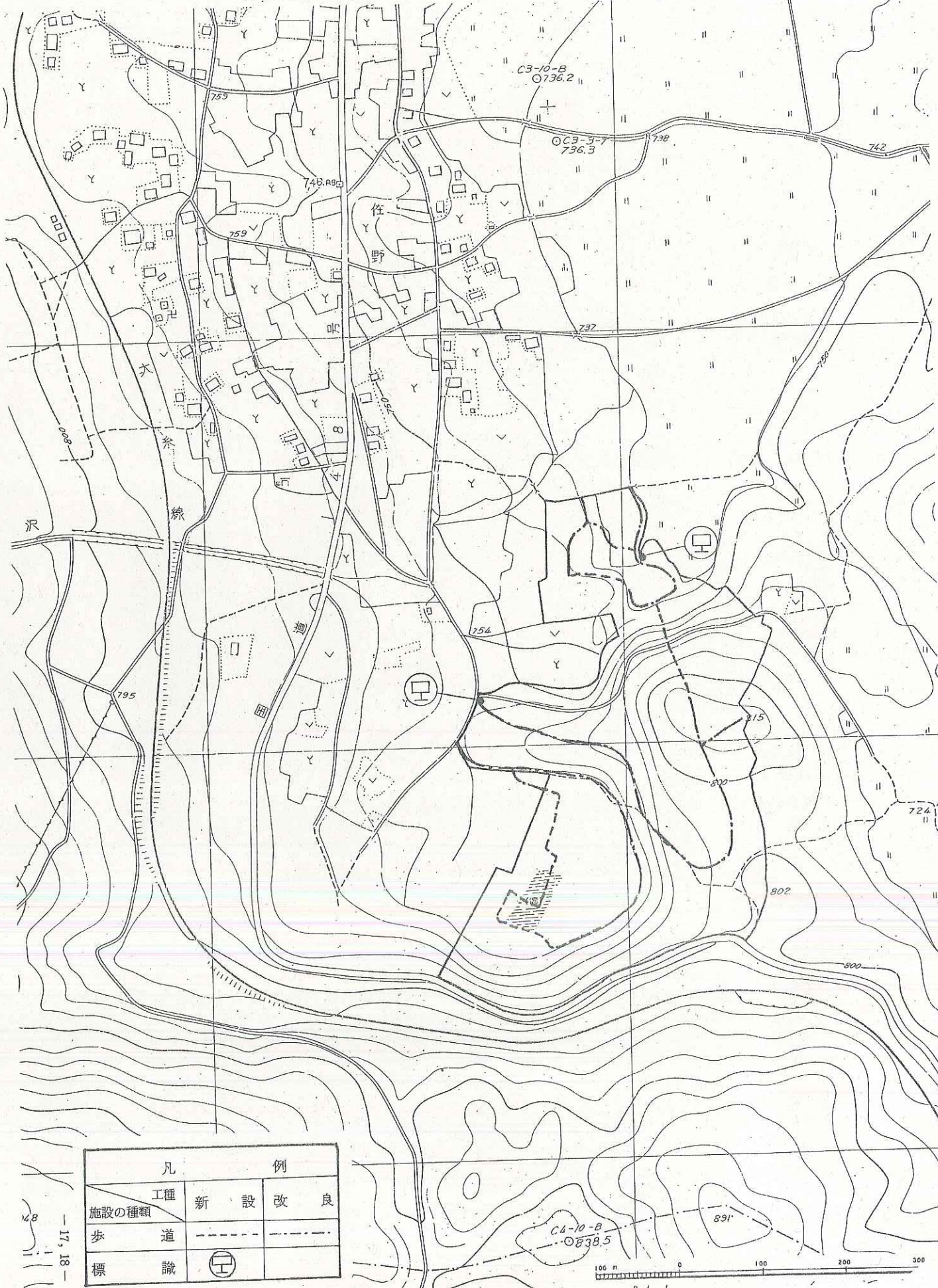
湖沼又は 湿原の名称	位 置	面積(ha)
親海湿原	長野県北安曇郡白馬村大字神城字親海 597 - 2 の一部 ほか 27 筆	2.58
姫川源流域	長野県北安曇郡白馬村大字神城字花見 918 - 1 ほか 8 筆	0.20

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設 名称・種類	位 置	規模・構造	工種	摘 要
巡視歩道		延長 2,013 メートル 幅員 1.0 メートル		改良 1,383 メートル 新設 630 メートル
①親海巡視歩道	(起点) 白馬村大字神城字親海 (終点) 白馬村大字神城字親海	延長 851 メートル 幅員 1.0 メートル	改良 新設	改良 421 メートル 新設 430 メートル
②親海～姫川源 流巡視歩道	別添図面のとおり (起点) 白馬村大字神城字親海 (終点) 白馬村大字神城字花見 別添図面のとおり	延長 1,162 メートル 幅員 1.0 メートル	改良 新設	改良 962 メートル 新設 200 メートル
標 識	白馬村大字神城字親海 及び下小田原 別添図面のとおり		新設	2 基

姫川源流県自然環境保全地域保全計画図（施設）（5千分の1）



4.8
— 17, 18 —